	その他のもの		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	二%	B 10
	さめ	二・五%	B 10
	ししゃも	二・八%	B 10
	その他のもの		
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）、いとより（すり身のものに限る。）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
	その他のもの	三・五%	B 10
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	八・四%	B 10
	さけ科のものの卵		X
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ		
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X
	こんぶかずのこ	一〇%	B 10
	その他のもの		A
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）		
〇三〇五・三一	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一〇・五%	B 10
〇三〇五・三二	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの		
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X
	その他のもの	一〇・五%	B 10
〇三〇五・三九	その他のもの		
	さけ科のもの		X
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	その他のもの	一〇・五%	B 10
	くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）		
〇三〇五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
〇三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇%	B 10
〇三〇五・四三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
〇三〇五・四四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	一〇%	B 10
〇三〇五・四九	その他のもの	一〇%	B 10
	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）		
〇三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
〇三〇五・五九	その他のもの		
	さけ科のもの		X
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	その他のもの	一〇・五%	B 10
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）		
〇三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
〇三〇五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
〇三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
〇三〇五・六四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		X
〇三〇五・六九	その他のもの		X
	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉		
〇三〇五・七一	ふかひれ		
	くん製したもの	一〇%	B 10
	その他のもの		X
〇三〇五・七二	魚の頭、尾及び浮袋		
	くん製したもの		
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
	その他のもの		
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	一〇%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 7
	乾燥したもの		
	さけ科のもの		X
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	その他のもの	一〇・五%	B 10
	塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		X
〇三〇五・七九	その他のもの		
	くん製したもの		
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
	その他のもの	一〇%	B 10